

仕 様 書

1 件 名

文京区×交流都市ハッシュタグキャンペーン事業業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで（イベント終了後における報告書作成等を含む。）

※ キャンペーン事業の想定期間は以下のとおり

- ・周知期間 : 令和8年7月中旬から12月上旬まで
- ・実施期間 : 令和8年8月上旬から12月上旬まで
- ・審査期間等（賞品手配等を含む） : 令和8年12月中旬から令和9年3月上旬まで
- ・表彰式（文京区都市交流フェスタ内） : 令和9年3月14日（日）

3 履行場所

アカデミー推進部アカデミー推進課都市交流担当

4 業務の目的

本キャンペーンを通して、区民等が文京区と国内外の協定等締結自治体（以下、「交流都市」という。）との歴史的・文化的つながりを認知する契機とし、自らが発信者となって、広く文京区と交流都市の魅力等を周知するとともに文京区の魅力を再認識してもらうことを目的とする。あわせて、その都市の認知度向上を図るとともに、住民間の交流促進を目指す。

5 委託内容

（1）事務局運営

インスタグラムを活用したキャンペーン実施にあたり、以下の進行管理を行う。

ア キャンペーン全体に係る実施計画書を作成すること。

イ 受託者におけるキャンペーン事業担当者の役割・指揮命令系統・責任範囲等が分かる実施体制図を作成すること。

ウ 事業執行担当者（以下、「担当者」という。）と協議の上、事業趣旨に沿ったキャンペーン応募要領、応募規約、入賞作品の選定基準及び選定フロー等を作成すること。

なお、作成した応募要領等については、(2)アで制作するキャンペーン特設WEBサイト（以下、「特設サイト」という。）に掲載すること。

エ 原則として概ね月一回程度定期的に打合せを実施すること。

なお、実施方法については都度担当者と調整することとし、打合せのための資料及び議事録等は受託者が作成の上、担当者に共有すること。その他、必要に応じて打合せを隨時実施するものとする。

オ 上位入賞者（5名程度）が令和9年3月14日（日）文京区都市交流フェスタ（以下、「フェスタ」という。）での表彰式に登壇するにあたり、必要に応じてフェスタ業務受託事業者との調整に協力すること。

カ キャンペーン参加者からの問合せに対応できるよう、問合せ窓口を設置する等、相談体制を

整えること。

キ その他、運営する中で疑義が生じた場合は、都度担当者と協議の上、決定すること。

(2) 広報・P R

ア 特設サイトの制作及び保守・運用管理

(ア) 広く区民等から作品を募集すること及び区と交流都市との縁とつながりが伝わることを目的とし、特設サイトを制作すること。

なお、特設サイトを閲覧したキャンペーン参加者が区の交流自治体を知るきっかけとなり、さらに各自治体の魅力が伝わるような訴求力の高いデザインとなるよう、レイアウトや配色等に留意すること。

(イ) 特設サイトのデザインは複数案から担当者が選択できるよう提案し、担当者と協議の上、デザインを決定すること。

(ウ) 特設サイトが正常に作動し、本業務で要求する機能、性能その他全ての要件を満たしており、円滑に運用できるかを確認するとともに、検証結果について検証結果報告書を作成し、担当者の承諾を得ること。

なお、検証作業については、担当者が実地検証できるような環境を整えること。

(エ) 特設サイトに以下の内容を明記すること。その他、キャンペーンの安定的な運用に必要な内容について受託者にて提案することとし、担当者と協議の上、明記すること。

- ・応募方法等、キャンペーン参加に係る必要事項
- ・著作権及び個人情報の取り扱い
- ・賞品情報
- ・上位入賞者（5名程度）は令和9年3月14日（日）フェスタにて表彰を行うこと。
- ・交流都市紹介
- ・その他、担当者が指示する内容

(オ) 特設サイト制作着手後から委託期間終了までの期間、データバックアップやウイルス対策等も含めたサイトの運用・保守管理を行い、サイトの動作検証や不具合修正等、隨時必要な対応を行うこと。

なお、運用・保守管理に必要なサーバー及び設置場所は受託者が確保することとする。

(カ) 定期的（月1回以上）に特設サイトの点検を行い、不具合の修正を行い担当者に報告すること。

イ ちらしの制作

キャンペーン参加を促進するためのちらしを以下のとおり制作すること。

なお、制作にあたり、特設サイトとキービジュアルを連動させるなど、誘導効果を向上させよう留意すること。

部数 : 2,000部

サイズ : A3 2つ折り（仕上がりA4）、カラー（両面）

ページ : センター折り（4P）

用紙 : マットコート135g

デザイン等：担当者から提供する掲載文案をもとにデザイン案を2案以上制作し、提案すること。

なお、文字校正及び色校正は2回以上行うこと。

(3) 応募管理

応募条件として、インスタグラムの投稿時に特定のハッシュタグをつけることとし、以下の管

理を行う。

- ア 担当者と協議の上、事業趣旨に沿った募集写真の部門テーマを2～4個程度提案すること。
- イ 応募に必須となるハッシュタグの適切なキーワードを3案以上提案すること。
- ウ 応募者の氏名及び住所等の個人情報を収集し、厳重に管理すること。
- エ 設定したハッシュタグ等により、受託者にてオンライン上で応募作品を収集・保管すること。

なお、交流自治体ごとに応募件数等が集計できること。

- オ 担当者がオンライン上で入賞候補作品（以下、「候補作品」という。）データ及び入賞作品データをダウンロードできること。
- カ 必要に応じて、応募者との連絡調整を行うこと。

(4) 審査業務

- ア 入賞作品の選定方法について、担当者と協議の上、決定すること。また、応募要件を満たした作品を技術的に審査できる審査基準及び審査方法について、その手法を提案すること。
- イ 受託者にて作品のテーマとの整合性、技術性、表現性の観点から品質チェックの審査を実施し、応募作品の中から候補作品（最大30作品程度）を選定すること。
なお、盗作、合成、加工、社会的相当性の観点から複数人での審査を実施すること。
- ウ 候補作品の撮影者に対し、投稿写真が自身の撮影した作品かどうか等、本人確認作業を受託者で実施すること。
- エ 委託者と受託者の双方向で審査業務を遂行するため、応募要件を満たした作品一覧を抽出できる等、オンライン上の審査を可能とすること。
なお、審査業務は複数人が同時に実行できること。
- オ 必要に応じて、入賞候補者との連絡調整を行うこと。

(5) 結果発表等

- ア 特設サイト上にて、キャンペーン結果を公表すること。
なお、結果発表日は令和9年3月14日（日）とし、掲載時間については別途協議の上、決定する。
- イ 担当者と協議の上、地域の特色が伝わる体験型コンテンツをはじめ、交流都市の特産品など、交流都市の魅力が伝わり、参加者の興味を引くような賞品の選定と手配を行った上で、入賞者に発送を行うこと。
なお、賞品購入代は総額50万円程度とし、受賞者の数等に応じ、担当者と協議の上、その配分、数量等を調整することとする。
- ウ フェスタでの表彰式開催にあたり、上位入賞者にイベント詳細等を連絡すること。

(6) 報告業務

- 本事業に関する報告書の作成等の業務を行う。
- ア 本事業の進捗状況は隨時、担当者に報告し調整を図ること。
- イ 本事業の企画・運営にあたって、不明確な点や改善の必要性があると認められる場合は担当者と協議すること。
- ウ 応募状況については隨時、担当者へ報告すること。
なお、受託者と協議の上設定した目標値達成のために、担当者が必要と判断する場合、周知回数を増やす等応募を増加させるための新たな仕掛けを実施すること。
- エ 本事業の企画・運営に際し、作成した資料や入賞作品のデータ等は全て担当者に報告書とともに提出すること。

なお、報告書の形式については担当者と協議の上、決定すること。

6 著作権

応募にあたっては以下の点について、明記すること。

ア 入賞作品の著作権は作者に帰属するが、二次使用権は区に帰属する旨、無償で使用できるよう
に条件を明記すること。

イ 投稿された写真がWEBサイトやSNS、紙媒体等による広報及びプロモーションで無償かつ
無期限に使用、掲載、転載、公衆送信等される場合があり、投稿により条件に同意したことにな
る旨を明らかにすること。

7 納入成果物

受託者は、以下の成果物をメールにて納入すること。

- (1) 5(1)ア実施計画書（紙媒体及び電子データ）
- (2) 5(1)イ実施体制図（紙媒体及び電子データ）
- (3) 5(1)ウ応募要領、応募規約、選定基準及び選定フロー（紙媒体及び電子データ）
- (4) 5(1)カ打ち合わせ資料及び議事録（紙媒体及び電子データ）
- (5) 5(2)ア(イ)キャンペーン特設WEBサイトデザイン（電子データ）
- (6) 5(2)ア(ウ)検証結果報告書（紙媒体及び電子データ）
- (7) 5(2)イちらし（紙媒体及び電子データ）
- (8) 5(3)ア部門テーマ（電子データ）
- (9) 5(3)イハッシュタグキーワード（電子データ）
- (10) 5(6)キャンペーン実施に係る資料及び入選作品のデータ等（電子データ）
- (11) 5(6)報告書（紙媒体及び電子データ）

8 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

10 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。なお、本業務
委託に係る費用は全て委託費用に含むこととする。
- (2) (1)に関する除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当者と行うこと。
と。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保す
る環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規
制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検
証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに
提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接
近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するこ

と。

- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (8) アスベストを含有していない製品を納品すること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (10) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和3年3月31日付2020文総総第1777号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (11) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い（取得・入力・編集・分析・出力等）が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書と共に区契約事務担当に提出すること。

11 連絡先

契約事務担当	総務部契約管財課契約係	TEL 03-5803-1150
事業執行担当者	アカデミー推進部アカデミー推進課都市交流担当	大武・吉田 TEL 03-5803-1310